

令和6年度(補正予算)
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(商用車等の電動化促進事業(建設機械))

公募要領Q&A

令和7年度

目次

問い1 当該補助金の対象となる機械は限定されていますかp4
問い2 補助金応募はだれが行いますかp4
問い3 建設機械の販売店等による代理(代行申請)は、可能ですか 協会の団体会員や支部会員においても申請について違いはありますか.....p4p4
問い4 建設機械の販売業者は全て補助金応募はできませんかp5
問い5 交付申請～審査～交付決定の流れはどのタイミングで何回くらい予定しているのでしょうか？この期間はどれくらいを見込んでいるのでしょうかp5
問い6 交付申請にはどのような書類が必要ですかp5
問い7 提出する見積書の注意点はありますかp6
問い8 補助対象建設機械(GX建設機械)の見積書は、「交付申請の時点で有効期間内のもの」と上記に記載があるが、協会による審査・交付決定通知の期間も含むのであれば、有効期限の期間は、どの程度になりますかp6
問い9 販売店の見積書に記載する納期は、申請者が販売店への注文をしてからの期間になりますかp6
問い10 申請者の業態により必要な書類はありますかp6
問い11 契約形態により追加が必要な書類はありますかp7
問い12 クレジット契約及びファイナンス機能のみ活用の販売契約の申請者はだれになりますかp8
問い13 交付申請は複数台まとめて申請できますかp8
問い14 交付申請書は郵送できますかp8
問い15 交付申請の受信確認は可能ですかp8
問い16 建設工事以外の使用目的は認められますかp8
問い17 期限内に申請したものはすべて補助の対象になりますかp9
問い18 交付決定通知はいつありますかp9
問い19 メーカーの価格改定により、購入契約の金額が、交付申請時の見積金額と異なった場合、対処方法はどのようになりますかp9
問い20 手形による購入は対象となりますかp9
問い21 対象となるGX建設機械の納入時期に制限はありますかp9
問い22 交付決定が9月1日だとした場合、事業完了の令和8年2月末まで最長で6カ月しかありません。対象となるGX建機の納期がかなり厳しいと感じますがどのようにお考えですかp10
問い23 交付決定通知を受けたのち完了実績報告書はいつ提出する必要がありますかp10
問い24 補助金はいつ交付されますかp10
問い25 補助金の振り込み口座に制限はありますかp11
問い26 補助金を用いて購入した建設機械は自由に手放せないのですかp11
問い27 取得財産の保有義務付け期間は何年ですかp11
問い28 補助金は一定の金額が支払われるのですかp12
問い29 補助対象経費の中に、間接補助事業者が自社製品を調達して搭載した経費が含まれる場合、経費計上の対応はどのようになりますかp12

問い30	様式1交付申請書(別紙2)経費所要額精算調書内訳の記載方法を教えてください	p12
問い31	交付申請は示された期限終了迄は受け付けますか	p13
問い32	補助金の申請に当たって、消費税の計算に注意事項はありますか	p13
問い33	翌年以降も報告書を提出する必要はありますか	p13
問い34	代理申請者(代行申請者)は、何を代行してもらえますか	p13
問い35	代理申請者による業務は、精算払請求書提出で終了、令和8年度以降の事業報告書提出等は、補助金を交付された申請者が実施するのですか	p13
問い36	間接補助事業に係わる資料等の保存義務は、代理申請者も含まれますか	p14
問い37	補助対象に充電設備の記載があるが認定された充電設備はありますか	p14
問い38	補助対象となる充電設備は、工場などで設置される充電設備は対象になりますか	p14
問い39	充電設備の新規登録は、協会で事前の審査・承認が行われるとのことですが、申請手順の詳細は別途公開されますか	p14
問い40	交付申請書様式1 別紙1 CO2削減効果の算定根拠に記載がある「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>はどこにありますか	p14
問い41	補助金の申請は jGrants2.0 での申請という事ですが gBizID プライムと gBizID エントリーのどちらでも対象となりますか	p15
問い42	リース会社も「手続き代行者」としての立場で相違ないでしょうか	p15
問い43	リースを証明する書類は、写しで良いでしょうか、それとも原本が必要でしょうか	p15
問い44	「事業完了」の定義を教えてください(販売会社への物件代金支払い完了は含まれますか)	p15
問い45	本事業については、補助金の振込はどのタイミングで誰に対して振り込まれますか(リース契約の場合、リース会社が物件代金を支払うため)	p15
問い46	耐用年数以内にリース会社より物件使用者に売却する場合、申請が必要でしょうか	p16
問い47	今回の補助金交付により、社会的な PR に繋がるような具体的計画を環境省または協会でお持ちですか	p16
問い48	複数年度にわたる事業とはどのような内容ですか	p16
問い49	間接補助事業の開始後に補助対象機械の納期が遅延した場合はどうすれば良いでしょうか	p17
問い50	完了実績報告書に関して注意事項がありますか	p17
問い51	取得財産管理台帳に関して注意事項がありますか	p17
問い52	精算払請求書に関して注意事項がありますか	p18
問い53	年度終了実績報告書に関して注意事項がありますか	p18
問い54	年度事業報告書に関して注意事項がありますか	p18
問い55	補助事業と間接補助事業の違いを教えてください	p19

問い1 当該補助金の対象となる機械は限定されていますか

- ・建設機械としては、国土交通省が認定したGX建設機械が対象となります。
- ・充電設備としては、GX建設機械に充電する装置としてGX建設機械を製造する会社が認め、導入するGX建設機械と一体的に導入する可搬式充電設備が対象となります。尚、建設機械1台に対して充電設備1台が対象となり、充電設備のみの調達は補助の対象外です。
- ・未使用の建設機械、充電設備が対象となります。
- ・販売を目的とする購入は対象外です。

(ホームページのGX建設機械認定制度型式一覧表で最新情報を確認して下さい。)

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html)

- ① 販売促進活動に使用する建設機械(展示・試乗車等)は対象外です。
- ② 販売促進活動に使用しない場合であっても、以下の2つの条件を共に満たすことが必要です。
 - 当該建設機械(今回購入し補助金申請した建設機械)の登録日前1年以内に同種の建設機械を販売していないこと。
 - 当該建設機械(今回購入し補助金申請した建設機械)の登録日後1年以内に同種の建設機械を販売しないこと。

参考:公募要領 補助対象となる製品、公募要領(別表2) 補助対象機械
公募要領(別表3) 補助金の申請要件

問い2 補助金応募はだれが行いますか

- ・応募書類の提出(申請)は、購入者自身が行う必要があります。
- 但し、補助金の応募は、購入者自身で行う場合と代理申請者(手続き代行者)に一部(書類の準備)を依頼して行う事ができます。
- 代理申請者は補助対象建設機械の販売事業者又は製造事業者(製造事業者が海外法人の場合は、当該申請者の委託を受けた輸入事業者)、他に行政書士等となります。
- 尚、申請手続きを代行申請される申請者も、本事業に関しては、GビジネスIDの取得が必須で、代理申請の委任手続きをj-Grantsで行う必要があります。

参考:公募要領 補助金を申請できる者、申請マニュアル 申請者

問い3 建設機械の販売店等による代理申請(代行申請)は、可能ですか 協会の団体会員や支部会員においても申請について違いはありますか

- ・今回の事業においては代理申請者(代行申請者)が直接交付申請することはできません。協会の会員であるかについての違いはありません。

参考:公募要領 補助金を申請できる者 申請書類の提出方法、申請マニュアル 申請者

問い4 建設機械の販売業者は全て補助金応募はできませんか

- ・販売を目的とした建設機械の購入は、間接補助事業の対象となりません。
尚、機械の保有者として購入する場合において、建設機械の販売実績があったとしても、次のA、Bの両方に該当すれば「建設機械販売業者」とみなしません。
- A 直近の会計年度における総売上に占める建設機械販売(未使用の建設機械販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合
- B 直近の会計年度において年間の未使用の建設機械販売台数が20台以下である場合

参考:公募要領 利益等排除となる民間企業

問い5 交付申請～審査～交付決定の流れはどのタイミングで何回くらい予定しているのでしょうか?この期間はどれくらいを見込んでいるのでしょうか?

- ・本事業は、審査を適時・随時行う予定です。(応募状況により変更の可能性があります。)
審査回数は定めません。
申請月の翌月には交付決定を行う予定です。

参考:公募要領 補助事業の流れについて

問い6 交付申請にはどのような書類が必要ですか

- ・全ての契約形態に共通で必要な書類は以下のとおりです
- (1) 交付申請書(様式1)・別紙1実施計画書・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル・別紙2経費所要額精算調書内訳
- (2) 組織概要
- (3) 経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書
(申請時に法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 定款若しくは登記事項証明書(発行から3カ月以内のもの)
(個人事業主の場合は、確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。)
(申請者が複数の申請を行う場合には(2)(3)(4)については、年月日付申請書〇〇号に添付と記載すれば2件目以降は添付不要です)
- (5) 販売会社の見積書(補助対象建設機械購入時の本体価格) 支払い条件および納期記載要
- (6) 購入価格にオプション等補助対象外費用が含まれている場合は購入価格の明細表

参考:公募要領 申請書類、公募要領(別表4) 交付申請に必要な添付書類

申請マニュアル<全ての契約形態に共通に必要な書類>

ホームページ掲載の提出書類総括表

問い7 提出する見積書の注意点はありますか

・間接補助事業の申請に用いる見積書は、交付申請の時点で有効期間内のものであり、補助対象GX建設機械等が容易に判明できる見積書の提出が必要です。

また、補助対象経費は、間接補助事業を行うために直接必要な経費としており、当該補助事業で使用されたことを証明できるものに限られていますので、見積書を取得するに当たっては、間接補助事業分とオプション品等が明確に判別できる見積書の取得が必要です。

参考:公募要領(別表4) 交付申請に必要な添付書類

問い8 補助対象建設機械(GX建設機械)の見積書は、「交付申請の時点で有効期間内のもの」と上記に記載があるが、協会による審査・交付決定通知の期間も含むのであれば、有効期限の期間は、どの程度になりますか

・本事業に関して、協会による審査・交付決定通知の期間も含む期間が望ましいところです。11月末の応募期限の後審査終了が12月と仮定しますと、契約は、1月になる可能性があるかと思えます。

可能であれば、見積書有効期限を1月末としてください。

但し、今回の補正予算の補助金交付目的の達成の為に、GX建設機械の導入加速を支援しますので、交付申請の採択は、申請の受付順番を基本とします。

参考:公募要領Q&A問い5、公募要領 補助事業の流れ

問い9 販売店の見積書に記載する納期は、申請者が販売店への注文をしてからの期間になりますか

・販売店の見積書に記載する納期は、申請者が販売店への注文をしてからの期間を記載してください。

参考:公募要領 補助事業の流れ、公募要領(別表4) 交付申請に必要な添付書類

問い10 申請者の業態により必要な書類はありますか

・リース事業者の場合、補助金を用いて取得した機械について、補助金相当額がリース料に反映され、低減していることが分かる資料(リース契約書等)

- ・レンタル事業者の場合、補助金を用いて取得した機械について、補助金相当額がレンタル料に反映され、既に導入済みの電動建設機械に比べて低減されていることが分かる資料(契約書等)

参考:様式第1 別紙2経費所要額精算調書内訳の注5

問い11 契約形態により追加が必要な書類はありますか

- ・リース契約、ファイナンス機能のみを活用した販売契約、クレジット契約では、各々以下の書類の追加が必要です。

(1)リース契約の場合に必要な書類

- ① リース契約書(4年以上の期間の契約を対象)の写し

(2)「ファイナンス機能のみを活用した販売契約」の場合に必要な書類

- ① 販売契約書の写し

- ② ファイナンス機能のみを活用した契約であることを記した書面及びその計算書の三者(販売店、ファイナンス会社、購入者)間の協会宛の確認書(原本)

ただし、販売契約の内容が、ファイナンス会社が販売店から購入する価格にファイナンス諸費用のみを加算している契約であることを示すこと。なお、上記2種の書類は一体化することも可能。

- ③ 販売契約においてファイナンス会社が所有権留保を行なう場合は、所有権留保に対応する一定の責任を負うことを内容とした、ファイナンス会社と申請者とで合意したことを示す、二者(ファイナンス会社と申請者)間の協会宛の確認書(原本)。なお、この書面についても、②の文書と一体化したのも可能とする。

なお、同確認書には、「申請者に補助金交付規程第8条並びに14条に基づき補助金返還義務が生じた場合、申請者が協会からの返還請求額を返還できないときは、ファイナンス会社がその支払い義務を負う」ことを内容とする文言を盛りこむ。

(3)クレジット契約の場合に必要な書類

- ① クレジット販売契約書の写し

- ② クレジット販売契約において、ファイナンス会社が所有権留保を行なう場合は、所有権留保に対応する一定の責任をファイナンス会社が協会に対して負うことを内容として、ファイナンス会社と申請者とで合意したことを示す連名での協会宛の確認書(原本)

参考:公募要領 補助対象機械の購入契約

問い12 クレジット契約及びファイナンス機能のみ活用の販売契約の申請者はだれになりますか

・クレジット契約及びファイナンス機能のみ活用の販売契約においても、直接購入と同様に最終的に所有する方が申請者になります。

参考:公募要領 補助金を申請できる者

問い13 交付申請は複数台まとめて申請できますか

・交付申請は、機種が異なる場合であっても複数台まとめて申請できます。複数台購入する場合は、交付申請書に必ず台数を記入してください。尚、充電設備は、使用する建設機械と同時に申請してください。機種が異なる場合は、経費所要額精算調書内訳が、機種毎に別葉となります。

参考:公募要領 補助対象となる製品、補助金の交付額、申請マニュアル<記載例>

問い14 交付申請書は郵送できますか

・交付申請は原則デジタル庁が提供するjGrants2.0でお願いいたします。持ち込みによる書類受付は行いません。

参考:公募要領P10応募書類の提出方法、申請マニュアル<申請方法>

問い15 交付申請の受信確認は可能ですか

・交付申請書に漏れがなく、添付書類が完備していることを確認した後に、申請書受付がjGrants2.0を通じ返信されます。

なお、申請した情報は、jGrants2.0におけるマイページから確認いただけます。

参考:公募要領 申請書類の提出方法、申請マニュアル<申請方法>

問い16 建設工事以外の使用目的は認められますか

・建設工事以外の利用についても対象となります。

問い17 期限内に申請したものはすべて補助の対象になりますか

・期限内に申請を受理いたしましても補助の対象にならない、あるいは内容を確認して審査を行わない場合があります。

審査を行わない場合

補助対象の建設機械に適合しない

申請並びに補助金の申請できる者の要件を満たさない等

・補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によって不採択とする場合がありますのでご了承ください。

・審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応いたしかねます。

・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和7年11月28日(金)までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助対象事業者を決定します。

参考:公募要領 審査

問い18 交付決定通知はいつありますか

・審査の結果、間接補助事業として採択が確定した申請者には交付決定送付書を送付します。

参考:公募要領 交付決定、事業の実施

問い19 メーカーの価格改定により、購入契約の金額が、交付申請時の見積金額と異なった場合、対処方法はどのようになりますか

・交付金額は、交付申請書に記載された申請額が対象となり交付決定通知をおこないます。購入契約の金額が、交付申請時の見積金額と異なった場合でも、交付決定通知書の金額が上限となります。

参考:公募要領 審査 交付決定、事業の実施

問い20 手形による購入は対象となりますか

・申請者が手形によって支払いを行う場合も対象とします。

ただし、申請者が振出人でない、廻し手形による支払いは認められません。

参考:公募要領 補助対象機械の購入契約

問い21 対象となるGX建設機械の納入時期に制限はありますか

・申請は、交付決定通知後に購入契約を行い、納入引渡しを受けるGX建設機械が対象となります。且つその納入期限としては、令和8年2月27日(金)までに納入引渡しを受けるものとさせていただきます。

・納入された補助対象機械については、協会担当者が現物の確認を行う予定です。

参考:公募要領 事業の完了、完了実績報告書の提出

問い22 交付決定が9月1日だとした場合、事業完了の令和8年2月末まで最長で6カ月しかありません。対象となるGX建機の納期がかなり厳しいと感じますがどのようにお考えでしょうか

・GX建機の納期に時間を要することは承知しております。
今回の補助事業は、申請の受付順を基本として採択判断を行います。
できる限り早い申請を行っていただくようお願いいたします。

参考:公募要領 補助対象となる製品、公募要領 補助事業の流れ、環境省所管の補助金等に係る事務処理手引P2経理処理のポイント

問い23 交付決定通知を受けたのち完了実績報告書はいつ提出する必要がありますか

・採択された間接補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第12による完了実績報告書を当協会あてに提出していただく必要があります。

・完了実績報告書には、下記の文書を添付してください。

- ① 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第11)
- ② 当該事業の注文書写し
- ③ 販売会社発行の納品書写し
- ④ 補助対象建設機械の写真(協会より支給されたステッカーの貼付が確認できるもの)及び納品場所が分かる写真

※ステッカーの貼付は、補助対象建設機械の良く見える所に貼付してください。

・間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を協会に提出してください。

参考:公募要領 完了実績報告書の提出

問い24 補助金はいつ交付されますか

・協会は、完了実績報告書の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により間接補助事業者に通知します。

・間接補助事業者は、補助金交付額確定通知書受領後、様式第15による清算払請求書を協会に提出していただきますので、約1~2ヶ月で清算払請求書に記載された金融機関に振込みます。

参考:公募要領 補助金支払い

問い25 補助金の振り込み口座に制限はありますか

・振り込み先は申請者の口座に限ります。(家族名義の口座なども不可です。)

参考:様式第15精算(概算)払請求書

問い26 補助金を用いて購入した建設機械は自由に手放せないのですか

- 1) 補助金の交付を受けた者は定められた期間取得財産を保有することが義務付けられています。(公募要領(別表1) 商用車等の電動化促進事業(建設機械)に対する間接補助事業管理規定)
- 2) 定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け(レンタル事業者を除く)、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む。)することをいう)しようとするときは、その処分の前に協会の承認を受けなければなりません。
- 3) 期限内に処分を行った場合は原則として、補助金を返還しなければなりません。
- 4) 3) において、協会が補助金の返還を求める場合は、「減価償却資産の償却方法」における「耐用年数、定率法」の考え方を準用し、計算します。
- 5) 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければなりません。(交付規程の様式第11)
- 6) 補助金の交付を受けた者は、間接補助事業に関する証拠書類を補助対象完了(廃止の承認を受けた場合も含む)の属する年度の終了後5年間又は取得財産の処分制限期間が経過するまでの間のいずれか長い期間は保存しておかねばなりません。
- 7) 協会は、交付規程に基づいて、補助金交付業務の適正な運営のために申請者等に対して調査を行う場合があり、また、GX建設機械の普及に資するデータ等の提供を要請した場合には、調査へのご協力と、必要な場合にはデータの国及び協会(これらが指定する機関を含む。)への提供をお願いいたします。(交付規程第8条、第10条)

参考:公募要領 取得財産の管理、公募要領(別表1) 商用車等の電動化促進事業(建設機械)に対する間接補助事業管理規定

問い27 取得財産の保有義務付け期間は何年ですか

建設機械の使用実態に即した事業によって異なります。

(例えば総合工事業では6年。林業では5年。解体業・廃棄物処理業・レンタル業保有機械は8年。)

参考:公募要領 取得財産の管理、公募要領(別表1) 商用車等の電動化促進事業(建設機械)に対する間接補助事業管理規定

問い28 補助金は一定の金額が支払われるのですか

基準額をベースに必要と認めた金額を補助額とします。

・建設機械

基準額を協会がメーカーから提示された(GX建設機械の標準価格一同規格の最新型機械(従来型建設機械)の基準価格)に補助率の2/3を掛け合わせて算定した金額を踏まえて決定した価格とします。

・充電設備

基準額を協会がメーカーから提示された充電設備の標準価格に補助率の1/2を掛け合わせて算定した金額を踏まえて決定した価格とします。

・交付金額は、原則として機種・型式毎に定めた統一金額とします。

参考:公募要領 補助金の交付額、公募要領(別表2) 補助対象機械、
申請マニュアル <交付申請書(様式1)別紙2 記載例>

問い29 補助対象経費の中に、間接補助事業者が自社製品を調達して搭載した経費が含む場合、経費計上の対応はどうなりますか

・間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達等に係る経費を含む場合、補助対象経費の実績額の中に間接補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えます。このため、間接補助事業者が自社製品の調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※間接補助事業者において製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

参考:公募要領 利益排除の対象となる民間企業、公募要領別紙2 補助事業における利益等排除について、公募要領(別表4) 交付申請に必要な添付書類

問い30 様式1交付申請書(別紙2)経費所要額精算調書内訳の記載方法を教えてください

・記載項目の説明に関しては、申請マニュアルに記載していますので、参照してください。

様式につきましては、本事業以外の間接補助事業についても使用される共通様式です。その為、補助対象経費支出予定額内訳の様式には、本事業では記載不要となる工事費や事務費の項目が記載例となっています。

具体的な記入例は、申請マニュアル・ホームページに掲載しておりますので、参照してください。

参考:様式1交付申請書(別紙2)経費所要額精算調書内訳、申請マニュアル <記入例>、
ホームページ掲載の経費所要額精算調書内訳記入例

問い31 交付申請は示された期限終了迄は受け付けますか

・交付申請書の提出期限は、令和7年11月28日(金)です。申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。

参考:公募要領 公募期間

問い32 補助金の申請に当たって、消費税の計算に注意事項はありますか

・申請に関する金額は、指定が無い限り消費税ぬきで記載してください。

参考:交付規定4条2項、境省所管の補助金等に係る事務処理手引(3)経理処理のポイント

問い33 翌年以降も報告書を提出する必要はありますか

・翌年度(令和8年度)は、当該間接補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月20日までに協会事務局に提出してください。(交付規定様式17)

参考:公募要領 事業報告書の提出

問い34 代理申請者(代行申請者)は、何を代行してもらえますか

・jGrants2.0での代理申請は、本事業の交付申請書・完了実績報告書・精算払請求書・事業報告書の作成も可能ですので、代理申請を選択した場合は、jGrants2.0を利用した申請書類作成準備及び報告書類作成準備は、代理申請者(代行申請者)に作成準備を行っていただきます。

但し、代理申請を利用された場合も、申請者は、代理申請者が準備した書類を確認して、申請者が提出する必要があります。

申請者と代理申請者との間の受任期間は、個別に設定が可能ですが、報告書の提出は、全て申請者が行っていただく必要があります。

本事業については、申請手続きは、jGrants2.0を利用していただきます。

申請手続きを代行申請される申請者も本事業に関しては、GビジネスIDの取得が必須で代理申請の委任手続きをjGrantsで行う必要があります。

参考:公募要領 補助事業の流れ、申請マニュアル <申請者><申請方法>

問い35 代理申請者による業務は、精算払請求書提出で終了、令和8年度以降の事業報告書提出等は、補助金を交付された申請者が実施するのですか

・申請者と代理申請者との間の受任期間は、個別に設定が可能ですが、報告書の提出は、

全て申請者が行っていただく必要があります。

参考: 問い 34、公募要領 事業報告書の提出、
申請マニュアル <申請者><申請方法>

問い36 間接補助事業に係わる資料等の保存義務は、代理申請者も含まれますか

・間接補助事業に係わる資料等の保存義務は申請者にあります。

参考: 交付規定第8条(交付の条件)八項

問い 37 補助対象に充電設備の記載があるが認定された充電設備はありますか

・充電設備として認定された機種があります。

参考: 公募要領 補助対象となる製品、公募要領(別表2) 補助対象機械

問い38 補助対象となる充電設備は、工場などで設置される充電設備は対象になりますか

・今回補助の対象となる充電設備は、GX建機とともに運用場所に持ち込める可搬設備を想定しており、そのため固定設備として設置される充電設備は対象外となります。
尚、工場での運用においてもGX建機とともに移動して用いる充電設備は、対象となります。

参考: 公募要領 補助対象となる製品、公募要領(別表2) 補助対象機械、

問い39 充電設備の新規登録は、協会で事前の審査・承認が行われるとのことですが、申請手順の詳細は別途公開されるのでしょうか。

・今回対象となる充電設備について、GX認定機メーカーから事前申請されたものが対象となります。又、追加の新規登録に関しては、当協会のホームページに、<建設機械・充電設備製作者向け>として登録方法に掲載しています。

参考: 公募要領 補助対象となる製品、ホームページ<建設機械・充電設備製作者向け>

問い 40 交付申請書様式 1 別紙 1 CO2 削減効果の算定根拠に記載がある「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>はどこにありますか

・「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>の URL は下記の通りです。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

ガイドブック :D.輸送機器用

計算ファイル :D.輸送機器用

を使用してください。

参考:ホームページ 申請書類等 補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル、申請マニュアル 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック入力事例

問い 41 補助金の申請は jGrants2.0 での申請という事ですが gBizID プライムと gBizID エントリーのどちらでも対象となるのでしょうか？

- ・jGrants2.0 での申請においては、gBizID プライムアカウントまたは gBizID メンバーアカウントの取得が必要です。gBizID エントリーアカウントでは、jGrants2.0 はご利用いただけません。

参考:申請マニュアル

問い 42 リース会社も「手続き代行者」としての立場で相違ないでしょうか

- ・リース会社も「手続き代行者」としての立場で交付申請書類の作成が可能です。
※リースは間接補助事業者でもあるが代理で書類作成も可能

参考:公募要領 補助金を申請できる者、申請マニュアル <申請者>

問い 43 リースを証明する書類は、写しで良いでしょうか、それとも原本が必要でしょうか

- ・リースを証明する書類は、写しで構いません。

参考:問い 11

問い 44 「事業完了」の定義を教えてください(販売会社への物件代金支払い完了は含まれるのでしょうか)

- ・「事業完了」の定義について、販売会社への物件代金支払い完了を要件としておりません。
本事業では現物の納品を重視します。
事業期間に行われた発注等に対して、当該事業期間中に対象製品が納品されることをもって、本事業の完了とします。
具体的には、原則として、令和8年2月末日までの納品が必要です。複数事業年度に渡る申請についても、初年度分は当該期間中に納品されるものとします。

参考:公募要領 事業の完了

問い 45 本事業については、補助金の振込はどのタイミングで誰に対して振り込まれるのでしょうか(リース契約の場合、リース会社が物件代金を支払うため)

- ・補助金の振込は、完了実績報告書を提出いただき、審査後、精算払請求書を提出していただいた後になります。

リース契約の場合、「手続き代行者」ではなく、申請者としてリース会社に補助金が支払われます。

参考:公募要領 補助金支払い

問い 46 耐用年数以内にリース会社より物件使用者に売却する場合、申請が必要でしょうか

- ・耐用年数以内にリース会社より物件使用者に売却する場合、申請が必要です。
- ・譲渡にあたりますので、補助金の目的に反します。
- ・譲渡する場合は、事前に申請していただき、財産処分の承認を受ける必要があります。
- ・補助金相当額(残存年数納付額)等を国庫納付していただく事が、承認の条件となります。

参考:公募要領 取得財産の管理

問い 47 今回の補助金交付により、社会的な PR に繋がるような具体的計画を環境省または協会でお持ちでしょうか

- ・補助金執行団体(協会)にて現時点における明確な計画はございません。
なお、環境省の取組につきましては、承知しておりませんので環境省にお問い合わせください。

参考:公募要領 事業内容の発表等について

問い 48 複数年度にわたる事業とはどういう内容ですか

- ・補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。
ただし、複数年度事業申請も可能です。この申請を行う場合は、事前に協会に相談を行うようにして下さい。
複数年度事業申請とは、年度を超えて複数年度にわたり事業を行う場合の申請方法です。ただ、補助金の交付は単年度ごとに行うこととなるため、各年度補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。なお、次年度以降の間接補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。
- 1)初年度(1年目)も完了実績報告が必要です。初年度(1年目)の完了実績報告がない場合は、後年度(2年目)の申請はできません。
 - 2)後年度(2年目)の補助金額は、初年度(1年目)の交付決定時に提出した計画に記載の金額を超えることはできません。
 - 3)初年度(1年目)に協会の定めた期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出し、協会の承認を受けた事業は、協会より通知された日時以降に、後年度(2年目)の交付決定前に事業着手が可能です。
 - 4)初年度(1年目)に期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出しない事業

は、後年度(2年目)の交付決定まで後年度事業に着手することができません。

- 5)次年度以降の間接補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。
- 6)次年度の見込み金額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
- 7)なお、複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

参考:公募要領 補助事業期間、公募要領 複数年にわたる事業について

問い 49 間接補助事業の開始後に補助対象機械の納期が遅延した場合はどうすれば良いでしょうか

- ・間接補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければなりません。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の3月10日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りではありません。

参考:交付規定 8条5項

問い 50 完了実績報告書に関して注意事項がありますか

- ・交付申請書に年度内の取得として申請した全ての台数が納品されない場合は、完了となりません。
- ・申請日は、間接補助事業の完了日(補助対象機械が納品された日)以降の日付を記載
- ・**交付決定通知書**に記載された日付・交付決定番号を記載
- ・間接補助事業の実施期間の開始日は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降の日付を記載
- ・間接補助事業の実施期間の終了日は、申請した補助対象機械の全てが納品された日の日付を記載
- ・添付書類 別紙1 実施報告書の<事業による効果>の覧は、記載不要
- ・添付書類 別紙1 実施報告書の<事業実施スケジュール>の覧は、交付申請書に記載した日程と異なる場合は、実際の日程を記載

参考:ホームページ掲載 完了実績報告書記入例、事業実施報告書記入例

問い 51 取得財産管理台帳に関して注意事項がありますか

- ・財産名の記載については、形式名も記載
- ・金額は、補助対象経費のみではなく、オプション価格も含む(税抜き)
- ・複数台の購入をした場合で、取得年月日が異なる場合は、個々に分けて記載
- ・耐用年数は、申請者の業種毎に異なる

参考:ホームページ掲載 取得財産管理台帳記入例

問い 52 精算払請求書に関して注意事項がありますか

- ・精算払請求書は、協会から交付額確定通知書を受けた後に提出してください。
- ・申請日は、交付額確定通知書に記載している日付以降の日付を記載
- ・**交付額確定通知書**に記載された日付・交付決定番号を記載
交付決定通知書ではありません。

参考:ホームページ掲載 精算払請求書記入例

問い 53 年度終了実績報告書に関して注意事項がありますか

- ・年度終了実績報告書は、令和7年度の間接補助事業の実施内容を報告していただきます。
- 対象期間:間接補助事業の開始日～令和8年3月31日まで
- ・提出期限:令和8年4月10日(金)
- ・**交付決定通知書**に記載された日付・交付決定番号を記載
交付額確定通知書ではありません。
- ・添付書類 様式第12別紙1 実施報告書の<事業による効果>の覧は、**年度終了時**において【CO2削減効果の算定根拠】により算定したCO2削減量を記入する。
- ・【CO2削減効果の算定根拠】は、別添のとおりと記入する。
- ・ハード対策事業計算ファイルは、**実際の令和7年度の導入機械の使用時間を入力して算出する。**
- ・添付書類としてハード対策事業計算ファイルも提出する。

参考:ホームページ掲載 年度終了実績報告書記入例、事業実施報告書記入例、ハード対策事業計算ファイル記入例

問い 54 年度事業報告書に関して注意事項がありますか

- ・提出は、jGrantsで協会に提出してください。補助事業者から直接環境大臣に提出する必要はありません。協会は、環境大臣の指定する者として、間接補助事業者から報告された内容をまとめて環境大臣に報告します。
- ・年度事業報告書は、令和7年度及び令和8年度の補助事業の実施内容を報告していただきます。
- 1回目 対象期間:間接補助事業の開始日～令和8年3月31日まで
- ・提出期限:令和8年4月20日(月)
- 2回目 対象期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
- ・提出期限:令和9年4月20日(火)
- ・**交付決定通知書**に記載された日付・交付決定番号を記載
交付額確定通知書ではありません。
- ・添付書類 様式第12別紙1 実施報告書及びハード対策事業計算ファイルは、年度終了実績報告書を提出していただいた内容と同一で構いません。

参考:ホームページ掲載 年度事業報告書記入例、事業実施報告書記入例、ハード対策事業計算ファイル記入例

問い 55 補助事業と間接補助事業の違いを教えてください

- ・補助事業＝執行団体から間接補助事業者への補助金交付
- ・間接補助事業＝間接補助事業者におけるGX建機等の導入
- ・公募要領に記載されている間接補助事業者とは、交付申請書を提出して、協会から交付決定通知書を受けた事業者のことを指します。